

議案第8号

二宮町手数料条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

行政不服審査法の改正により、制度が全面的に見直されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町手数料条例の一部を改正する条例

二宮町手数料条例（平成12年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第10項第3号中「閲覧手数料」の次に「（行政不服審査法第38条第1項の規定による閲覧を除く。）」を加え、同項第4号中「交付手数料」の次に「（行政不服審査法第38条第1項の規定による提出資料等の交付を除く。）」を加え、同項を同表第11項とし、同表第9項の次に次の1項を加える。

### 10 行政不服審査法（平成26年法律第68号）関係

行政不服審査法第38条第6項 の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。）により納めなければならない手数料	1枚につき （日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写し、又は出力したものをいう。この場合において、両面に複写し、又は出力された用紙については、片面を1枚とする。）	10円 （カラーで複写し、又は出力された用紙にあっては、20円）
---	---	-------------------------------------

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 二宮町手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第1 (第2条関係) 1～9 (略)</p> <p>10 行政不服審査法(平成26年法律第68号) 関係 行政不服審査法第38条第6項 1枚につき 10円 の規定により読み替えて適用す (日本工業規格A列3 る同条第4項の規定(同法第9番以下の大きさの用紙 条第3項の規定により読み替えに複写し、又は出力し て適用する場合及び他の法律のたものをいう。この場 規定において準用する場合を含合において、両面に複 む。)により納めなければなら写し、又は出力された ない手数料 用紙については、片面 を1枚とする。)</p> <p>11 その他 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 公簿、地籍図、公文書、 1件につき 300円 図書の閲覧手数料(行政不服 審査法第38条第1項の規定に よる閲覧を除く。)</p> <p>(4) 公簿、地籍図、公文書、 1件につき 300円 図書の謄本又は抄本の交付手 数料(行政不服審査法第38条 第1項の規定による提出資料 等の交付を除く。)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>別表第1 (第2条関係) 1～9 (略)</p> <p>10 その他 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 公簿、地籍図、公文書、 1件につき 300円 図書の閲覧手数料</p> <p>(4) 公簿、地籍図、公文書、 1件につき 300円 図書の謄本又は抄本の交付手 数料</p> <p>(5) (略)</p>